

## 豊橋市総合体育館利用規約

### ○開館時間

- ・ 午前 9 : 00 ~ 午後 9 : 00

### ○休館日

- ・ 毎週月曜日（祝日、休日の場合はその翌平日）、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日

### ○専用利用方法

- ・ 申込期間 利用承認申請書は、利用期日前 2 か月 ~ 5 日までを原則とします。  
ただし、施設の管理上支障がなく、必要と認めた場合は、この限りではありません。
- ・ 申込方法 申込期間内に豊橋市総合体育館窓口申請書の提出をするか、予約システムでお申込みください。  
ただし、第 1 競技場及び第 2 競技場は窓口での申請のみとなります。
- ・ 申込取消 利用期日の 5 日前を原則とします。これ以降の取消しは相当な事由がない限り利用料を徴収します。

### ○専用利用制限

- ・ 館の利用は、原則引き続き 6 日を越えることができません。

### ○個人利用制限

- ・ 夜間利用の小・中学生については、指導者又は保護者同伴を原則とします。

### ○利用料金の納付

- ・ 個人利用券は利用する際に購入することとし、専用利用の場合は、少なくとも利用日当日速やかに納付してください。

### ○遵守事項

- ・ 入場人員は、館内に収容し得る人員を基準としてください。
- ・ 建物又は敷地内では喫煙しないでください。
- ・ 所定の場所以外では飲食をしないでください。また、火気を使用しないでください。
- ・ 他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- ・ 許可なく物品の販売をしたり、陳列をしたりしないでください。
- ・ 利用後は整備、清掃を行い、後の利用者に迷惑のかからないようにしてください。
- ・ その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないでください。